

DAICHI MIRAI SHINKIN BANK 2020

フィナンシャル・レポート <資料編>

財務データ

単体財務諸表	1-2
貸借対照表・損益計算書の注記、役職員の報酬体系	3~5
主要な業務の状況	6
経営諸比率、リスク管理債権等	7-8
貸出金に関する指標	9
預金・証券業務に関する指標	10-11

自己資本の充実の状況

自己資本の構成、定性的・定量的開示事項	12~18
---------------------	-------

バーゼルⅢに関する用語解説	19
---------------	----

一般財団法人 大地みらい基金の活動、地域密着型金融	20
---------------------------	----

金融仲介機能ベンチマーク、経営者保証ガイドライン	21
--------------------------	----

内部管理体制	22
--------	----

顧客保護等	23-24
-------	-------

沿革	25
----	----

開示項目一覧	26
--------	----



大地みらい信用金庫
<https://www.daichimirai.co.jp>

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	期別	第103期 (2019年3月31日現在)	第104期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)			
現金		3,248	4,346
預け金		139,148	138,841
買入金銭債権		9	55
金銭の信託		—	—
有価証券		89,387	100,124
国債		61,053	71,289
地方債		9,662	5,591
社債		7,900	5,996
株式		514	6,820
その他の証券		10,256	10,426
貸出金		133,132	129,084
割引手形		1,109	1,165
手形貸付		16,326	15,374
証書貸付		97,347	94,402
当座貸越		18,349	18,142
その他資産		1,909	1,821
未決済為替貸		59	40
信金中金出資金		1,516	1,516
前払費用		3	0
未収収益		271	193
その他の資産		57	71
有形固定資産		4,457	4,591
建物		3,084	3,227
土地		941	940
リース資産		—	—
建設仮勘定		0	17
その他の有形固定資産		430	404
無形固定資産		74	86
ソフトウェア		43	56
のれん		—	—
リース資産		—	—
その他の無形固定資産		30	30
繰延税金資産		187	1,013
債務保証見返		982	1,761
貸倒引当金		△4,517	△5,821
(うち個別貸倒引当金)		(△2,175)	(△4,544)
資産の部合計		368,020	375,904

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

科目	期別	第103期 (2019年3月31日現在)	第104期 (2020年3月31日現在)
(負債の部)			
預金積金		337,852	346,085
当座預金		14,423	14,541
普通預金		145,393	156,956
貯蓄預金		2,555	2,574
通知預金		21	19
定期預金		162,571	159,331
定期積金		10,002	8,598
その他の預金		2,885	4,064
譲渡性預金		—	—
借入金		—	—
その他負債		815	1,529
未決済為替借		144	79
未払費用		246	243
給付補填備金		15	10
未払法人税等		48	792
前受収益		64	60
払戻未済金		9	17
職員預り金		178	189
リース債務		—	—
資産除去債務		22	22
その他の負債		86	114
賞与引当金		76	75
役員賞与引当金		—	—
退職給付引当金		68	45
役員退職慰労引当金		124	144
債務保証損失引当金		83	13
睡眠預金払戻損失引当金		21	19
偶発損失引当金		68	103
繰延税金負債		—	—
債務保証		982	1,761
負債の部合計		340,094	349,780
(純資産の部)			
出資金		702	710
普通出資金		702	710
優先出資金		—	—
利益剰余金		24,889	25,390
利益準備金		702	702
その他利益剰余金		24,187	24,688
特別積立金		23,665	24,115
当期末処分剰余金		522	573
処分未済持分		△2	△6
会員勘定合計		25,589	26,094
その他有価証券評価差額金		2,336	29
評価・換算差額等合計		2,336	29
純資産の部合計		27,925	26,124
負債および純資産の部合計		368,020	375,904

損益計算書

(単位:千円)

科目	期別	第103期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第104期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
経常収益		4,562,985	6,650,801
資金運用収益		2,820,382	2,622,464
貸出金利息		1,927,094	1,843,778
預け金利息		86,068	88,398
有価証券利息配当金		768,777	651,913
その他の受入利息		38,442	38,373
役務取引等収益		494,800	521,165
受入為替手数料		231,490	243,745
その他の役務収益		263,310	277,419
その他業務収益		1,097,092	3,404,468
外国為替売買益		—	—
国債等債券売却益		1,040,144	3,373,856
国債等債券償還益		—	—
金融派生商品収益		—	350
その他の業務収益		56,948	30,262
その他経常収益		150,709	102,702
貸倒引当金戻入益		60,339	—
償却債権取立益		18,269	10,247
株式等売却益		34,442	7,068
金銭の信託運用益		—	—
その他の経常収益		37,658	85,386
経常費用		4,102,439	5,181,825
資金調達費用		96,563	79,227
預金利息		88,075	72,543
給付補填備金繰入額		7,335	5,542
借入金利息		—	—
その他の支払利息		1,152	1,141
役務取引等費用		241,717	237,928
支払為替手数料		47,616	48,844
その他の役務費用		194,101	189,083
その他業務費用		541,745	284,700
外国為替売買損		23,746	30,084
国債等債券売却損		516,495	246,957
国債等債券償還損		—	5,360
国債等債券償却		—	—
金融派生商品費用		—	780
その他の業務費用		1,504	1,519
経費		3,146,616	3,044,800
人件費		1,683,124	1,652,593
物件費		1,387,623	1,311,488
税金		75,868	80,719
その他経常費用		75,795	1,535,168
貸倒引当金繰入額		—	1,377,436
貸出金償却		1,470	58,940
株式等売却損		3,971	14,988
株式等償却		—	—
その他資産償却		—	—
その他の経常費用		70,353	83,802

(単位:千円)

科目	期別	第103期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第104期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
経常利益		460,546	1,468,976
特別利益		—	—
固定資産処分益		—	—
その他の特別利益		—	—
特別損失		3,871	97,446
固定資産処分損		1,428	97,446
減損損失		2,442	—
その他の特別損失		—	—
税引前当期純利益		456,674	1,371,529
法人税、住民税および事業税		58,164	796,541
法人税等調整額		△88,560	53,153
法人税等合計		△30,396	849,695
当期純利益		487,070	521,834
繰越金(当期首残高)		35,250	51,916
当期末処分剰余金		522,321	573,750

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	期別	第103期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第104期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当期末処分剰余金		522,321,423	573,750,516
繰越金(当期首残高)		35,250,719	51,916,195
当期純利益		487,070,704	521,834,321
積立金取崩額		463,750	—
利益準備金限度超過取崩額		463,750	—
剰余金処分額		470,868,978	529,407,194
利益準備金		—	8,597,750
普通出資に対する配当金 (出資配当率)		20,868,978 (年3%)	20,809,444 (年3%)
特別積立金		450,000,000	500,000,000
任意積立金		450,000,000	500,000,000
繰越金(当期末残高)		51,916,195	44,343,322

(注)2018年度および2019年度における貸借対照表、損益計算書、および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性を確認しております。
2020年6月11日

大地みらい信用金庫
理事長 遠藤修一

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、当事業年度末におきましては満期保有目的の債券は保有しておりません。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	3年～20年

- 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却引当金の計上に関する規程に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の破綻懸念先については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もったうえで、当該キャッシュ・フローの金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を貸倒引当金として計上する方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産自己査定規程に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等のうち、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は192百万円であります。(会計上の見積りの変更)

当事業年度より、将来的な当金庫の事業継続を見据えて、破綻懸念先の個別の債務者に対する信用リスク管理を一層強化いたしました。破綻懸念先に係る債権について、より精緻にその予想損失額を算出することを目的として、過去の一定期間における毀損額の実績から算出した予想損失率等に基づき計上する方法から、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローの見積もりに基づき計上する方法へ変更しております。

この変更により、前年度までの基準で計算した個別貸倒引当金との比較においては1,057百万円減少しました。また経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ1,057百万円増加する影響がありますが、2020年3月期上記の方法により計算した個別貸倒引当金は2,368百万円前期末比増加し、4,544百万円計上しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。数理計算上の差異:各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(2019年3月31日現在)	
年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合	
2019年3月31日現在	0.2142%

③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金40百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

⑩睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

⑪偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

⑫債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

- 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額
- 有形固定資産の減価償却累計額
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

⑬貸出金のうち、破綻先債権額は44百万円、延滞債権額は1,087百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)

のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。⑭貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はございません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

⑮貸出金のうち貸出条件緩和債権額は112百万円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

⑯破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は11,245百万円です。なお、17から20に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

⑰手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,165百万円です。

⑱担保に供している資産は次のとおりです。担保に供している資産

有価証券	300百万円
預け金	125百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,886百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金9,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には保証金29百万円、および敷金6百万円が含まれております。

⑳「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は370百万円です。

㉑出資1口当たりの純資産額

②5 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、株式および投資信託を保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など

と与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、常務会や理事会へ報告しております。有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、定期的に常務会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営方針およびリスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、定められた市場運用基準に従い行われております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部による検証のもと、資金証券部を通じ理事会および常務会において定期的に報告しております。

(iii)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の内容・現状、見通し等を継続的にモニタリングし、これらの情報は資金証券部を通じ、定期的に常務会や理事会へ報告しております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの残高に対し金利変動が与える影響額を計算しています。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、金利変動を以下のとおり前提条件で計算した時価の変動額は14,792百万円減少するものと把握しております。

金利変動の前提条件(現状からの金利変動)

(円建)短期金利0.65%低下、長期金利0.9%上昇
(米ドル建)短期金利1.95%低下、長期金利1.35%上昇

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理規程に基づき適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、預け金、預金積金、貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

			(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	138,841	138,894	52
(2)有価証券	100,044	100,044	—
売買目的有価証券	998	998	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	99,046	99,046	—
(3)貸出金(*1)	129,084	—	—
貸倒引当金(*2)	△5,821	—	—
	123,263	125,481	2,218
金融資産計	362,149	364,420	2,271
(1)預金積金(*1)	346,085	346,372	286
(2)借入金	—	—	—
金融負債計	346,085	346,372	286

(*1)預け金、貸出金、預金積金の一部の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、将来受け取るであろう元利金のキャッシュ・フローを決算日のスワップレートで割り引いた現在価値を算出後、貸倒引当金相当額を差し引いた金額を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27から29に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1、*2)	72
組合出資金(*3)	7
合 計	79

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(*2)当事業年度において、非上場株式について減損処理は行ってありません。

(*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

27. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29まで同様であります。

売買目的有価証券 (単位:百万円)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	△7

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	—	—	—
小 計	—	—	—

時 価 が	地 方 債	—	—	—
貸 借 対 照 表	短 期 社 債	—	—	—
計 上 額 を	社 債	—	—	—
超 え る も の	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—

時 価 が	地 方 債	—	—	—
貸 借 対 照 表	短 期 社 債	—	—	—
計 上 額 を	社 債	—	—	—
超 え ない も の	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—

合 計		—	—	—
-----	--	---	---	---

貸借対照表の注記

その他有価証券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
株 式	541	514	26	
債 券	20,611	18,682	1,929	
国 債	10,753	8,999	1,754	
地 方 債	4,297	4,199	98	
短 期 社 債	—	—	—	
社 債	5,560	5,483	76	
そ の 他	7,330	6,799	531	
小 計	28,483	25,996	2,487	
株 式	6,206	7,207	△1,001	
債 券	61,268	62,492	△1,224	
国 債	59,537	60,752	△1,214	
地 方 債	1,293	1,300	△6	
短 期 社 債	—	—	—	
社 債	436	440	△3	
そ の 他	3,088	3,308	△220	
小 計	70,563	73,009	△2,446	
合 計	99,046	99,005	41	

28. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	売却原価	売却額	売却損益
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	164	0	13
債 券	314,768	3,235	117
国 債	313,367	3,199	117
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	1,401	36	0
そ の 他	6,961	23	54
合 計	321,895	3,259	185

30. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,856百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が21,825百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)あらかじめ定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,545百万円
退職給付引当金	12百万円
役員退職慰労引当金	39百万円
減価償却費	14百万円
その他	186百万円
繰延税金資産小計	1,798百万円
評価性引当額	△773百万円
繰延税金資産合計	1,025百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	11百万円
繰延税金負債合計	11百万円
繰延税金資産の純額	1,013百万円

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当り当期純利益金額 36円94銭
- その他の経常収益、その他の経常費用の内訳
 - 「その他の経常収益」には、債務保証損失引当金取崩額70,029千円、睡眠預金の利益金処理7,426千円、地域中核企業創出支援事業受託費2,492千円、睡眠預金払戻損失引当金取崩額2,345千円を含んでおります。
 - 「その他の経常費用」には、保証協会責任共有制度負担金43,049千円、偶発損失引当金繰入額35,066千円、睡眠預金損失処理額2,928千円を含んでおります。

役職員の報酬体系について

報酬体系について

- 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	143

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」115百万円、「賞与」9百万円、「退職慰労金」18百万円となっております。
 なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く。)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く。)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

- (3) その他
 「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位:平均残高・百万円、利息・千円)

	2018年度			2019年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	361,996	2,820,382	0.77%	367,563	2,622,464	0.71%
う ち 貸 出 金	129,570	1,927,094	1.48%	126,049	1,843,778	1.46%
う ち 預 け 金	162,164	86,068	0.05%	159,930	88,398	0.05%
う ち 有 価 証 券	68,733	768,777	1.11%	80,057	651,913	0.81%
資 金 調 達 勘 定	340,817	96,563	0.02%	345,019	79,227	0.02%
う ち 預 金 積 金	340,632	95,411	0.02%	344,834	78,085	0.02%
う ち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(2018年度180百万円、2019年度187百万円)を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高および利息(2018年度、2019年度はございません)を控除して表示しております。

業務粗利益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
資 金 運 用 収 支	2,723,818	2,543,237
資 金 運 用 収 益	2,820,382	2,622,464
資 金 調 達 費 用	96,563	79,227
役 務 取 引 等 収 支	253,082	283,237
役 務 取 引 等 収 益	494,800	521,165
役 務 取 引 等 費 用	241,717	237,928

	2018年度	2019年度
そ の 他 業 務 収 支	555,346	3,119,768
そ の 他 業 務 収 益	1,097,092	3,404,468
そ の 他 業 務 費 用	541,745	284,700
業 務 粗 利 益	3,532,248	5,946,243
業 務 粗 利 益 率	0.97%	1.61%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
業 務 純 益		3,996,325
実 質 業 務 純 益		2,931,678
コ ア 業 務 純 益		△189,860
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)		△189,860

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。
 2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△416,109	△98,727	△514,836	126,766	△324,684	△197,918
う ち 貸 出 金	△72,783	△38,536	△111,319	△51,473	△31,843	△83,316
う ち 預 け 金	△68,904	64,664	△4,240	△1,340	3,670	2,330
う ち 有 価 証 券	△274,760	△124,843	△399,603	179,680	△296,544	△116,864
支 払 利 息	1,912	△22,192	△20,280	1,048	△18,384	△17,336
う ち 預 金 積 金	2,000	△22,192	△20,192	1,058	△18,384	△17,326

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

経営諸比率

(単位:%)

	2018年度	2019年度
資金運用利回り	0.77	0.71
資金調達原価率	0.94	0.89
総資金利鞘	△0.16	△0.18
総資産経常利益率	0.12	0.39
総資産当期純利益率	0.13	0.13
預貸率	(期末)	39.40
	(期中)	38.03
預証率	(期末)	26.45
	(期中)	20.17

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$ 2. 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$ 3. 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円,%)

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	未保全残高(D)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	2018年度	22	14	7	100.00
	2019年度	44	40	4	100.00
延滞債権	2018年度	7,471	5,302	2,168	100.00
	2019年度	11,087	5,515	4,550	90.78
3か月以上延滞債権	2018年度	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2018年度	1,271	426	253	53.45
	2019年度	112	28	25	47.38
リスク管理債権合計	2018年度	8,764	5,743	2,429	93.24
	2019年度	11,245	5,583	4,580	90.38
貸出金合計	2018年度	133,132			
	2019年度	129,084			
リスク管理債権比率	2018年度	6.58			
	2019年度	8.71			
保全を加味した実質リスク管理債権比率	2018年度	0.44			
	2019年度	0.83			

項目の説明

- (1)「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- (2)「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- (3)「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- (4)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- (5)なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
- (6)「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (7)「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- (8)「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権および同債権に対する保全状況

(単位:百万円,%)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	未保全残高(e)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	2018年度	8,868	8,276	5,763	2,513	591	93.32
	2019年度	11,294	10,177	5,595	4,582	1,117	80.39
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2018年度	321	321	160	160	0	100.00
	2019年度	313	313	214	98	0	100.00
危険債権	2018年度	7,275	7,275	5,176	2,098	0	100.00
	2019年度	10,868	9,810	5,352	4,458	1,057	90.26
要管理債権	2018年度	1,271	679	426	253	591	53.45
	2019年度	112	53	28	25	59	47.38
正常債権	2018年度	125,784					
	2019年度	119,965					
合計	2018年度	134,653					
	2019年度	131,260					
不良債権比率	2018年度	6.58					
	2019年度	8.60					
保全を加味した実質不良債権比率	2018年度	0.43					
	2019年度	0.85					

項目の説明

- (1)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- (2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- (3)「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- (4)「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- (5)「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	2,287	2,341	—	2,287
	2019年度	2,341	1,276	—	2,341
個別貸倒引当金	2018年度	2,348	2,175	57	2,290
	2019年度	2,175	4,544	73	2,102
合計	2018年度	4,635	4,517	57	4,577
	2019年度	4,517	5,821	73	4,443

(注)当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出金償却

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
貸出金償却	1,470	58,940

貸出

■貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
割引手形	1,075	917
手形貸付	12,130	11,531
証書貸付	99,629	95,679
当座貸越	16,734	17,920
合計	129,570	126,049

■貸出金の金利種類別内訳

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金残高	133,132	129,084
うち変動金利	45,970	46,332
うち固定金利	87,161	82,751

■貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	53,900	40.4%	52,626	40.7%
運転資金	79,231	59.5%	76,458	59.2%
合計	133,132	100.0%	129,084	100.0%

■貸出金残高および債務保証見返額の担保種類別内訳

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当金庫預金積金	2,243	—	2,125	—
有価証券	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
不動産	5,968	152	5,161	137
その他	—	—	—	—
計	8,211	152	7,286	137
信用保証協会・信用保険	24,200	—	23,874	—
保証	54,015	160	55,256	137
信用	46,704	669	42,666	1,486
合計	133,132	982	129,084	1,761

■貸出金業種別内訳

(単位:金額・百万円)

	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	199	14,457	10.8%	195	12,990	10.0%
農業、林業	111	2,748	2.0%	119	3,076	2.3%
漁業	63	422	0.3%	67	391	0.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	109	0.0%	3	91	0.0%
建設業	379	8,473	6.3%	362	8,294	6.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	13	352	0.2%	14	528	0.4%
情報通信業	10	257	0.1%	10	213	0.1%
運輸業、郵便業	71	3,581	2.6%	73	4,531	3.5%
卸売業、小売業	430	17,726	13.3%	403	17,005	13.1%
金融業、保険業	16	1,764	1.3%	16	1,695	1.3%
不動産業	247	11,426	8.5%	245	12,337	9.5%
物品賃貸業	9	533	0.4%	8	519	0.4%
学術研究、専門・技術サービス業	37	1,100	0.8%	33	653	0.5%
宿泊業	34	1,311	0.9%	32	1,384	1.0%
飲食業	106	1,040	0.7%	93	866	0.6%
生活関連サービス業、娯楽業	58	1,625	1.2%	61	2,031	1.5%
教育、学習支援業	8	247	0.1%	11	379	0.2%
医療、福祉	107	7,665	5.7%	105	7,907	6.1%
その他のサービス	219	3,564	2.6%	215	3,691	2.8%
小計	2,119	78,408	58.8%	2,065	78,591	60.8%
地方公共団体	18	30,978	23.2%	18	27,627	21.4%
個人	7,929	23,745	17.8%	7,495	22,865	17.7%
合計	10,066	133,132	100.0%	9,578	129,084	100.0%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預金

■預金積金および譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
流動性預金	161,523	171,383
うち有利息預金	134,562	143,465
定期性預金	177,572	171,902
うち固定金利定期預金	167,801	162,688
うち変動金利定期預金	73	77
その他の預金	1,537	1,548
合計	340,632	344,834
譲渡性預金	—	—

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金の金利種類別内訳

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
固定金利定期預金	162,495	159,252
変動金利定期預金	75	78
その他(規制金利定期預金)	0	0
合計	162,571	159,331

■預金者別預金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
個人預金	234,354	235,758
法人預金	76,302	80,073
金融機関預金	319	378
公金預金	26,876	29,875
合計	337,852	346,085

証券業務

■有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
国債	34,628	57,069
地方債	10,944	7,405
社債	9,501	6,308
株式	673	1,120
外国証券	10,935	6,124
その他の証券	2,049	2,028
合計	68,733	80,057

■有価証券の残存期間別残高

2018年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	61,053	—	61,053
地方債	4,029	2,044	1,132	—	—	2,455	—	9,662
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,080	3,852	123	635	146	2,061	—	7,900
株式	—	—	—	—	—	—	514	514
外国証券	—	—	—	3,311	4,186	494	—	7,992
その他の証券	—	971	—	125	161	—	1,005	2,264
合計	5,109	6,869	1,256	4,072	4,494	66,064	1,519	89,387

2019年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	71,289	—	71,289
地方債	2,020	1,121	—	—	—	2,449	—	5,591
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,279	558	301	199	601	1,056	—	5,996
株式	—	—	—	—	—	—	6,820	6,820
外国証券	—	—	2,345	—	5,102	452	371	8,272
その他の証券	592	—	—	216	167	—	1,178	2,154
合計	5,892	1,680	2,646	416	5,871	75,248	8,369	100,124

有価証券の時価情報等

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	当該事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当該事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	998	△7
合計	—	—	998	△7

(注) 貸借対照表計上額は期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の債券

該当するものはございません。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	150	142	8	541	514	26
	債券	77,819	74,447	3,372	20,611	18,682	1,929
	国債	61,053	57,997	3,056	10,753	8,999	1,754
	地方債	8,866	8,699	166	4,297	4,199	98
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	その他の	7,900	7,750	150	5,560	5,483	76
	計	4,036	3,995	41	7,330	6,799	531
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	82,007	78,584	3,422	28,483	25,996	2,487
	債券	291	330	△38	6,206	7,207	△1,001
	国債	796	800	△3	61,268	62,492	△1,224
	地方債	—	—	—	59,537	60,752	△1,214
	短期社債	796	800	△3	1,293	1,300	△6
	社債	—	—	—	436	440	△3
	その他の	6,213	6,366	△152	3,088	3,308	△220
計	7,301	7,496	△195	70,563	73,009	△2,446	
合計	89,308	86,081	3,226	99,046	99,005	41	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
子会社株式(*1)	10		—	
非上場株式(*1,*2)	62		72	
組合出資金(*3)	6		7	
合計	78		79	

(注) 1. 子会社株式および非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
なお、2019年度については子会社が解散となったことから、従前の子会社株式を非上場株式に計上しており、解散終了後に償還予定となっております。
2. 当事業年度において、非上場株式について減損処理は行っていません。
3. 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては時価開示の対象とはしていません。

5. デリバティブ取引(規則第102条第1項第5号に掲げる取引)

■ 通貨関連取引

(単位:百万円)

店頭	為替予約 売建 買建	2018年度				2019年度			
		契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

金利関連取引
該当しません。
株式関連取引
該当しません。
債券関連取引
該当しません。
商品関連取引
該当しません。
クレジットデリバティブ取引
該当しません。

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しておりますが、2018年度および2019年度につきましては、期末時点での取引残高はございません。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

有価証券時価情報等の「注記」

当金庫では2018年度期中および2019年度期中で下記についての残高はございません。
①商品有価証券
②金銭の信託

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本の調達は、地域のお客さまからお預かりしている出資金によっております。また、自己資本は、この出資金と過去の利益から積み立てた内部留保等で構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	大地みらい信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	710百万円

自己資本の構成に関する事項 単体自己資本比率

(単位:百万円)

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	25,568	26,074
うち、出資金および資本剰余金の額	702	710
うち、利益剰余金の額	24,889	25,390
うち、外部流出予定額(△)	20	20
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,163	1,268
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,163	1,268
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	26,732	27,342
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージサービシングライツに係るものを除く。)の額の合計額	74	86
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージサービシングライツに係るもの以外の額	74	86
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシングライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシングライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	74	86
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	27,256
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	93,053	101,490
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△435	△435
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△435	△435
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナルリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,482	5,828
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	99,536	107,318
自己資本比率		
単体自己資本比率((ハ)/(ニ))	26.78%	25.39%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、その比率は国内基準である4%の6倍を超える水準となっており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、繰延税金資産の自己資本に占める割合も過小で、ほとんど依存しておりません。

なお、将来のさらなる自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づき、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策としております。

■自己資本の充実度に関する事項

【単体】

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	93,053	101,490	3,722	4,059
1.標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	91,538	100,168	3,661	4,006
ソブリン向け	61	62	2	2
金融機関向け	10,471	11,056	418	442
法人等向け	37,271	35,928	1,490	1,437
中小企業等・個人向け	19,497	19,603	779	784
抵当権付住宅ローン	1,424	1,308	56	52
不動産取得等事業向け	9,282	9,900	371	396
三月以上延滞等	77	64	3	2
取立未済手形	11	8	0	0
信用保証協会等による保証	714	709	28	28
出資等	754	8,518	30	340
上記以外	11,970	13,009	478	520
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	725	725	29	29
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,544	1,544	61	61
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,695	2,562	107	102
上記以外のエクスポージャー	7,004	8,176	280	327
2.証券化エクスポージャー	—	—	—	—
3.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,950	1,757	78	70
ルック・スルー方式	1,946	1,757	77	70
4.経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5.他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△435	△435	△17	△17
6.CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
7.中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,482	5,828	259	233
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	99,536	107,318	3,981	4,292

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く。)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
 $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%
 7. ポートフォリオの内訳の区分については、重要性に鑑み開示方法を一部変更しております。内訳区分として「出資等」「取立未済手形」を追加するとともに、内訳区分「その他」は「上記以外のエクスポージャー」として開示しております。

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスク管理とは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入し、厳格な自己査定を実施するとともに、これらを含めて信用リスクの計量化に向けた総合信用リスク管理システムの整備を進めているところです。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、統合的リスク管理機関である常務会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会を通じて経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定規程」および「償却引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するほか、要管理先以下に区分された債務者については、当金庫独自の高い引当基準を適用しており、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。R&I、JCR、S&P、Moody's

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(業種別および残存期間別)

■業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

【単体】

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク・エクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー		個別貸倒引当金 (期末残高)			貸出金償却	
	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	当期増加額	2018年度	2019年度
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度									
国 内	373,454	382,754	134,221	130,890	86,608	90,913	271	148	2,175	4,544	2,368	48	58
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	373,454	382,754	134,221	130,890	86,608	90,913	271	148	2,175	4,544	2,368	48	58
製造業	15,023	17,155	14,639	13,138	154	137	1	84	1,078	930	△148	20	—
農業、林業	2,943	3,330	2,943	3,271	—	—	—	2	51	53	2	—	—
漁業	1,012	940	1,012	940	—	—	—	—	25	29	3	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	109	261	109	92	—	30	—	—	—	—	—	—	—
建設業	9,745	10,776	9,462	10,121	282	201	5	2	80	63	△16	5	—
電気、ガス、熱供給、水道業	959	1,858	393	557	505	1,105	—	—	19	12	△6	—	—
情報通信業	302	436	258	213	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,728	5,018	3,625	4,574	—	—	—	—	35	22	△12	—	—
卸売業、小売業	18,096	17,864	18,088	17,257	—	—	153	14	208	624	415	—	58
金融業、保険業	143,603	144,986	1,793	1,720	994	1,873	—	—	—	0	0	—	—
不動産業	12,064	12,918	12,064	12,918	—	—	22	22	55	17	△38	—	—
物品賃貸業	533	519	533	519	—	—	22	—	15	16	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,222	787	1,222	767	—	—	—	—	6	10	3	—	—
宿泊業	1,330	1,395	1,330	1,395	—	—	0	0	144	54	△90	—	—
飲食業	1,269	1,105	1,269	1,105	—	—	14	1	18	65	47	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,845	2,299	1,845	2,242	—	—	5	—	17	521	503	—	—
教育、学習支援業	254	407	254	386	—	—	—	—	8	12	4	—	—
医療、福祉	7,990	8,206	7,990	8,206	—	—	8	—	95	1,889	1,793	12	—
その他のサービス	3,818	4,046	3,785	3,884	—	—	6	—	38	18	△20	—	—
国・地方公共団体等	115,682	115,194	31,011	27,628	84,670	87,566	—	—	—	—	—	—	—
個人	20,583	19,947	20,583	19,947	—	—	31	19	275	201	△73	8	0
その他	11,331	13,297	—	—	—	—	—	—	0	1	1	1	0
業種別合計	373,454	382,754	134,221	130,890	86,608	90,913	271	148	2,175	4,544	2,368	48	58
1年以下	81,783	90,069	38,878	39,261	5,109	5,434	—	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	26,589	12,932	13,601	11,132	5,897	1,680	—	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	15,362	16,635	14,105	13,988	1,256	2,646	—	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	18,134	14,636	14,061	14,220	3,947	199	—	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	23,920	23,025	19,425	17,154	4,333	5,703	—	—	—	—	—	—	—
10年超	100,213	110,382	34,148	35,133	66,064	75,248	—	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	107,452	115,072	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	373,454	382,754	134,221	130,890	86,608	90,913	271	148	2,175	4,544	2,368	48	58

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。なお、基準日においてデリバティブ取引はございません。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、有形・無形固定資産、繰延税金資産およびその他の資産等が含まれます。
 4. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

8ページ「貸倒引当金内訳」参照

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額(単体)			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	—	206,253	—	206,027
10	—	10,065	—	10,096
20	—	52,417	—	55,321
35	—	4,232	—	3,878
50	11,114	172	11,314	35
75	—	21,595	—	21,190
100	—	61,188	—	73,530
150	—	33	—	3
250	—	1,368	—	1,315
1,250	—	—	—	—
合 計		368,442		382,713

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けであり、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法のうち当金庫が適用している手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、住宅融資保険、しんきん保証基金、その他未担保預金等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「事務規程」や「担保評価要領」等により、適切な事務取り扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、保証に関する信用度の評価については、地方公共団体は政府保証と同様、住宅融資保険は政府関係機関保証、しんきん保証基金は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務規程」等により、適切な取り扱いに努めております。さらに、信用リスクの集中に関しては、業種やエクスポージャーの種類に偏ることがないようポートフォリオ管理をしております。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

[単体]

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,717	2,498	11,327	11,489	—	—
ソブリン向け	170	196	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	820	760	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	1,458	1,344	10,971	11,247	—	—
抵当権付住宅ローン	8	8	15	11	—	—
不動産取得等事業向け	135	69	18	13	—	—
三月以上延滞等	9	9	10	—	—	—
信用保証協会等による保証	48	51	12	20	—	—
上記以外	64	57	297	197	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 / 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に、派生商品取引のひとつである為替先物予約取引を行っております。派生商品には、市場リスクと信用リスクが内包されております。市場リスクとは、市場の変動により損失を受けるリスクです。市場リスクへの対応としては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。信用リスクへの対応としては、市場運用基準等により限度額を定め、リスク管理を行っております。なお、長期決済期間取引については、該当するものはございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) リスク管理の方針および手続の概要
当金庫における証券化取引としては、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするを市場運用基準に定めています。
- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫は標準的手法を採用しております。
- (3) 証券化取引に関する会計方針
当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券時価会計規程」および日本公認会計士協会の金融商品に関する実務指針に従った適正な処理を行っております。
- (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
R&I、JCR、S&P、Moody'sの4機関を採用し、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けはしておりません。

■オリジネーターの場合

該当するものはございません。

■投資家の場合

該当するものはございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針および手続の概要
当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務、システム、法務、内部不祥事等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、オペレーショナル・リスク管理規程に基本となる管理方針を定めるとともに、各リスクについては、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、それぞれ管理態勢や管理方法に関する態勢を構築して確実にリスクを認識し、管理をしております。また、事務リスク等の重大なリスクについては、定期的な検査および監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化を図るとともに、苦情相談窓口の設置による適切な対応・処理、個人情報の保護態勢の整備、さらに各種商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点も重要視した管理態勢の構築に努めております。バーゼルⅢに対応したリスクの計測については、当面、基礎的手法を採用することとし、これらリスクの状況については、必要に応じて理事會、経営會議、常務會等を通じ経営陣へ報告する態勢を整備しております。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は基礎的手法を採用しております。

出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式、上場優先出資証券に係るリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度額、損失限度枠の状況をリスク管理担当役員に報告し、常務会にも報告しています。

非上場株式、政策投資株式その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める市場運用基準に基づき適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は適宜、経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、会計処理については証券化取引と同様の手続により厳格に処理しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

[単体] (単位:百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	479	479	7,153	7,153
非 上 場 株 式 等	1,879	—	1,974	—
合 計	2,358	479	9,128	7,153

■出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

[単体] (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
売 却 益	29	0
売 却 損	0	13
償 却	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

[単体] (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	△21	△1,015

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

[単体] (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されたエクスポージャー

[単体] (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,946	1,757
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクや、金利更改を想定した期間損益シミュレーションによる損益への影響を算定し、常務会に報告しております。また、必要に応じてALMシミュレーションを併用し、資産・負債および収支に関する影響把握を行っております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割り当て方法およびその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ⑤複数の通貨の集計方法およびその前提
金利リスクの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、金利リスクの合算にあたっては通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しております。

[単体] (単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
1	上方パラレルシフト	10,275	14,314		99
2	下方パラレルシフト	0	0		6
3	スティープ化	10,047	14,792		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,275	14,792		99
8	自己資本の額	26,657	27,256		27,256

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
 ※△EVE(Economic Value of Equity):金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの
 ※△NII(Net Interest Income):金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの

バーゼルⅢに関する用語解説

【自己資本関係】

- リスク・アセット**
リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
- 所要自己資本額**
各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
- エクスポージャー**
リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
- 抵当権付住宅ローン**
バーゼルⅢにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
- 不動産取得等事業者**
不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
- オペレーショナル・リスク**
金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
- 基礎的手法**
オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
- 総所要自己資本額**
リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
- 単体自己資本比率**
単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)。
- 繰延税金資産**
金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

【信用リスク関係】

- 信用リスク**
取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
- CVAリスク**
CVA:Credit Valuation Adjustment
派生商品取引に係るカウンターパーティー(デリバティブ取引等の相手方の金融機関)の信用力変化に伴う、派生商品取引の時価変動リスク。
- リスク・ウェイト**
債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
- ALM**
ALM(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理をいい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理手法。
- 適格格付機関**
バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
- 信用リスク削減手法**
金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

【市場リスク関係】

- 市場リスク**
金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
- 証券化エクスポージャー**
金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
- VaR**
Value at Risk(バリュー・アット・リスク)
将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出された値。

【金利リスク関係】

- 金利リスク**
市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいう。
- IRRBB**
Interest Rate Risk in the Banking Book(銀行勘定の金利リスク)
金利水準の不利な変動によって銀行勘定の資産・負債の市場価格あるいは収益が変動することにより生じるリスクを指す。金利リスクの計測方法として、国際基準行については2018年3月期から、国内基準行については2019年3月期から実施されている。

一般財団法人 大地みらい基金による地域貢献活動

「一般財団法人 大地みらい基金」は昭和61年、大地みらい信用金庫の前身である根室信用金庫からの基本財産出捐により、財団法人根室しんきんふるさと振興基金として設立されました。平成13年3月から「財団法人大地みらい基金」と名称を改め、平成24年6月1日に一般財団法人へ移行登記しています。設立以来今日まで、根室・釧路地域の振興と発展のため、各種事業を展開し、地域のさまざまな活動、取り組みを支援しています。

1.基本財産

基本財産2億円を運用して得た果実(利息収入)と、大地みらい信用金庫からの毎年の寄贈資金をもとに財団の運営資金として、毎年度の事業を実施しています。

2.事務局所在地

〒087-8650 根室市梅ヶ枝町3丁目15番地 大地みらい信用金庫 本店内
TEL 0153-24-4104/FAX 0153-24-2801

3.主な事業

【研修事業】

企業の人材育成と、地域のコミュニティリーダー養成を応援しています。

○**中小企業大学校旭川校への研修生派遣**

中小企業の財務・経営管理能力の強化、人材育成や地域のコミュニティリーダー養成のため、研修生派遣事業を実施しています。(2019年度実績 1講座・1名、延べ300名派遣)

○**大学研究機関等との連携事業**

地域の教育や各分野での課題をテーマに取り上げ、セミナー等の事業を実施し、地域関係者の活動を支援しています。(2019年度実績 釧路商業高校での北海道大学出前教室、294名受講)

【地域活性化推進事業】

ふるさとの未来をみつめ、地域が活力を生み出す事業を行っています。

○**地域観光支援事業**

根室・釧路地域の観光を通じた地域活性化に向けて、勉強会やセミナー等を開催しています。

○**価値創造調査事業**

根室・釧路地域の事業者が行う商品開発、市場開拓、ブランド化等への支援、また課題解決に向けた専門家派遣や市場調査を実施し、地域産業の振興を図っています。

○**地域活性化、街づくり事業の助成支援**

(2019年度実績 7事業・650千円)

○**地域活性化事業**

「地域が誇る歴史文化を何らかの形で残したい」との思いから、地域貢献活動の一環として、「ふるさとポケットガイドブックシリーズ」を発刊しています。

【文化・スポーツ活動推進事業】

ふるさとの暮らしが、ゆとりと潤いを持ったものとなるために、文化・スポーツ活動を推進し、支援しています。

○**札幌ジャズアンビシャス根室公演の開催**

○**各地域で実施される文化・スポーツ事業への助成支援**

(2019年度実績 7事業・550千円)

地域密着型金融推進計画の2019年度取り組み結果について

当金庫は「地域密着型金融推進計画」を恒久的な取り組みと位置付け、地域の活性化に向けて様々な施策を推進しております。このたび、2019年度の計画達成状況をとりまとめましたので、概要をお知らせいたします。

なお、2020年度につきましても、同様に計画を策定しており、より一層の取り組みによって地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

2019年度の取り組み実績

地域密着型金融推進計画に基づいた各項目の実績は下記のとおりです。

- 1.課題の把握・分析による経営相談「みらい創造サポート」 56件
- 2.事業者との対話を通じた企業価値評価(経営サポート強化支援) 15件
- 3.専門家派遣制度の活用 0回
- 4.公的施策の活用、外部支援機関連携実績 23件
- 5.事業承継・相続等の相談受付 121件
- 6.商談会・ビジネスフェアなどによるビジネスチャンスの創出 4回
- 7.自治体・経済界との「金融懇談会」の実施 2回
- 8.地域企業の人財育成支援 9件
- 9.産学官金連携事業の活用 10回

金融仲介機能のベンチマークについて

「金融仲介機能のベンチマーク」とは、平成28年9月に金融庁から公表された、金融機関における課題解決の取り組みなど、金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価する際に活用できる指標のことです。

当金庫は、お取引先事業者さまの真のニーズの発見や課題解決を共に行うとともに、企業価値の向上や地域経済の活性化につなげるための評価・自己点検を目的として「大地みらい信用金庫における金融仲介機能のベンチマーク」を制定しております。

当金庫は、事業者さまとの対話等を通じた企業価値評価（事業性評価）に基づいたご融資やアドバイスを実施するととどまらず、原則として全ての事業者さまに対し、個別の課題に対応した取組方針を決定してまいります。そのうえで、事業者さまのご期待に応えるための情報提供やご提案を通じ、適切に金融仲介機能を発揮してまいります。

なお、各事業者さまの個別の取組方針については、エリアや業歴、業種など様々な角度で分析し、その傾向を効果的に活用し、より良いサービスの提供に努めてまいります。

1. 企業価値評価に基づく融資を行っている先数と貸出残高 (2020年3月末)

(単位:先、百万円)

	事業性融資全体	企業価値評価先
先数	2,065	1,987 (96.2%)
貸出残高	78,591	75,856 (96.5%)

※全融資先の対象は個人および地方公共団体を除いた事業者さまとなっております。
 ※企業価値評価先は事業者さまのうち、個別の課題に対応した取組方針を決定している先となっております。

2. 事業性融資のうち信用保証協会付貸出の割合およびその他100%保証付貸出の割合 (2020年3月末)

(単位:百万円)

	事業性融資全体	保証協会付貸出	その他100%保証付貸出
貸出残高	78,591	11,064 (14.0%)	286 (0.3%)

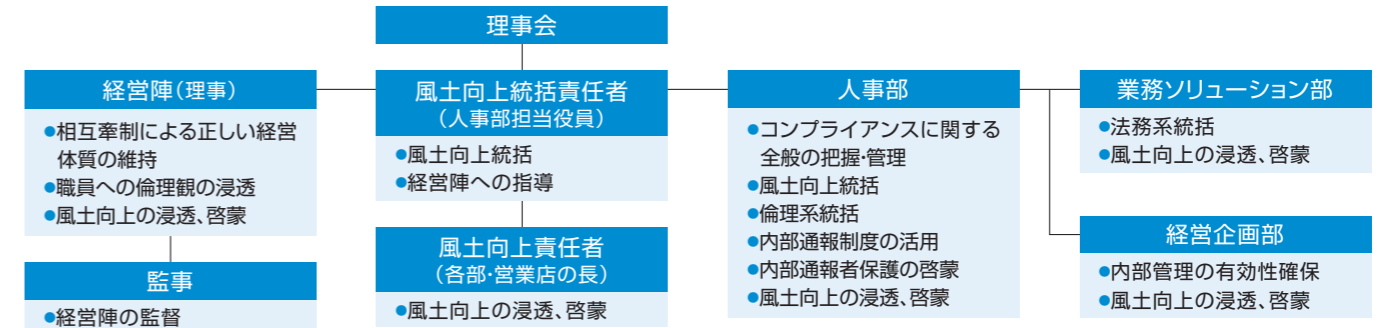
「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況について

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2018年度	2019年度
新規に無保証で融資した件数	328件	378件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.16%	11.47%
保証契約を解除した件数	28件	22件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	2件	0件

風土向上体制

法令遵守だけでなく、信用金庫人として正しい仕事(相手の求めている期待に誠実に応える)を通じて、経営理念の本質を深めるために、金庫風土の醸成を図っています。



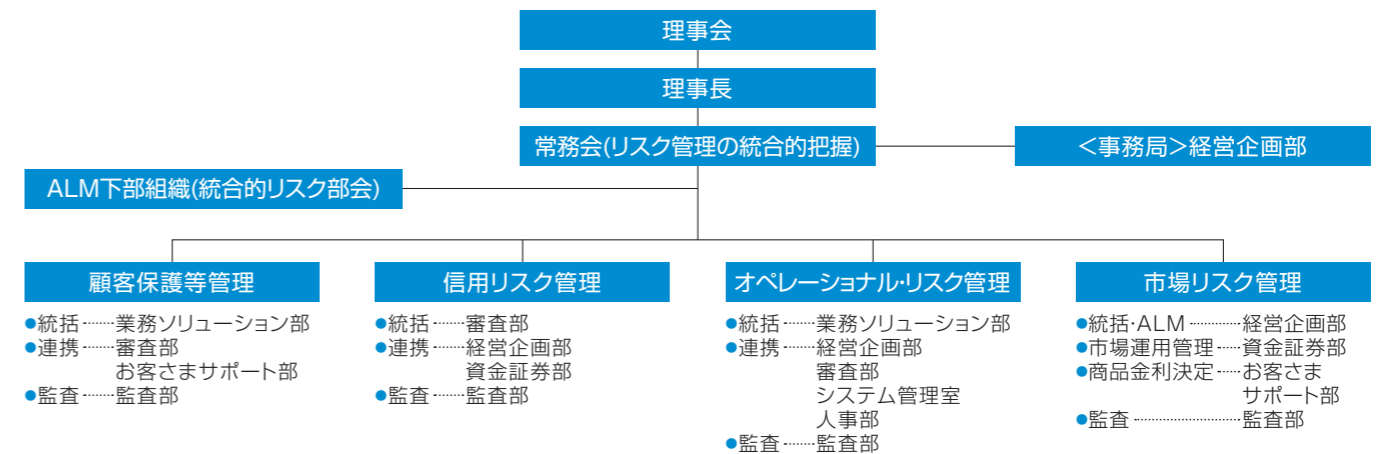
当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要につきましては、23ページをご覧ください。

【お客さまの苦情受付窓口】

業務ソリューション部 各種ご相談・質問、苦情などの受付窓口
 フリーダイヤル 0120-047-361 (受付時間:平日/9:00~17:00) E-mail:shinkin@daichimirai.co.jp

統合的リスク管理体制

組織的な管理体制で、あらゆるリスクに迅速に対処していきます。



リスク管理方針(抄)

お客さまに信頼を寄せていただき、健全な企業風土をより強固とするために、当金庫は統合的リスク管理を経営の最重要課題と捉えています。また、各分野ごとにリスク管理方針を掲げ、堅確な内部管理体制の構築に努めています。

コンプライアンス(法令等遵守)	経営理念の浸透と組織風土の確立を期します。
顧客保護	「顧客保護等管理方針」等に基づき、適正な顧客保護に資するため顧客説明責任や顧客情報管理の適切性確保を図っています。
信用リスク	当金庫は融資業務を行うにあたり、守るべき規範、与信リスク管理に関する基本方針等として、クレジットポリシーおよび信用リスク管理規程を定めています。
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスク管理方針等に基づき、事務事故、システム障害、風評等の金庫経営に損失を与えるリスクを適切に管理しています。
市場リスク	金利・価格変動・為替・資金繰り等の各リスクの状況を把握し、市場運用資産等の適切なリスク量の調整に努めています。

個人情報保護宣言<プライバシーポリシー>(抄)

当金庫は、お客さまから信頼いただける信用金庫として個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の保護の重要性を認識し、以下の項目別に定める方針に基づき、お客さまの個人情報等を厳格に取り扱うとともに、その機密性・正確性の確保に努めます。

- 1.個人情報等の保護に関する法令等の遵守
- 2.個人情報等の取得・利用目的
- 3.個人情報等の外部への提供
- 4.個人情報等の正確性の確保について
- 5.個人情報等の利用目的の通知・公表方法
- 6.個人情報等の安全管理の基本方針
- 7.個人情報等の開示・訂正・削除について
- 8.開示しない場合のお取り扱いについて
- 9.お客さまのご質問等への対応

反社会的勢力に対する基本方針

私ども大地みらい信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを厳守いたします。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切、異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携体制を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は本編16ページ参照)または業務ソリューション部(電話:0120-047-361)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務ソリューション部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9～17時、電話:011-221-3273)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)もしくは札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、②東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記各弁護士会、全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所または当金庫業務ソリューション部にお尋ねください。

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の確保を図ることとします。

- 1.当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3.当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4.当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

(注)当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定および加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、遵守事項を定め、お客さまからの信頼の向上に努めます。

お客さま本位の業務運営方針

当金庫は、金融庁が平成29年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、本基本方針に基づき、本原則に対応した金融商品に係る業務運営についての取り組み方針を定めております。

保険募集指針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。

各方針の詳細につきましては、当金庫本支店に掲示しております店頭ポスターまたは当金庫ホームページをご覧ください。

金庫の沿革

大正 5年 (1916)	根室信用金庫の前身、有限責任根室信用購買販売組合設立
昭和13年 (1938)	厚岸信用金庫の前身、保証責任厚岸信用組合設立
昭和26年 (1951)	霧多布出張所開設(昭和28年浜中支店に昇格)
昭和27年 (1952)	信用金庫法に基づき、根室信用金庫と改組。中標津支店開設
昭和28年 (1953)	信用金庫法に基づき、厚岸信用金庫と改組
昭和31年 (1956)	羅臼支店開設。真竜出張所開設(昭和36年厚岸駅前支店に昇格)
昭和33年 (1958)	西別出張所開設(昭和35年西別支店に昇格。昭和46年別海支店に名称変更) 標津出張所開設(昭和37年標津支店に昇格)
昭和34年 (1959)	標茶支店開設
昭和39年 (1964)	歯舞支店開設
昭和42年 (1967)	厚岸駅前支店を廃止、松葉町支店開設
昭和43年 (1968)	根室信用金庫釧路支店開設
昭和46年 (1971)	釧路新橋支店開設
昭和47年 (1972)	厚岸信用金庫釧路支店(旧 川上町支店)開設
昭和48年 (1973)	日本銀行と当座取引開始
昭和50年 (1975)	駅前支店開設
昭和51年 (1976)	武佐支店、釧路支店東日本学園大学出張所開設
昭和53年 (1978)	根室信用金庫西港支店(旧 西港支店)開設。厚岸信用金庫西港支店(現 鳥取西支店)開設
昭和55年 (1980)	音別支店開設。釧路東支店開設
昭和56年 (1981)	釧路支店(旧 川上町支店)東日本学園大学出張所を廃止
昭和57年 (1982)	中央通支店開設
昭和59年 (1984)	桜ヶ岡支店開設
昭和61年 (1986)	財団法人根室しんきんふるさと振興基金(現 一般財団法人大地みらい基金)設立 白糠支店開設
昭和63年 (1988)	西春別支店開設
平成 元年 (1989)	別海町指定金融機関受託
平成 2年 (1990)	標津町指定金融機関受託。あけぼの支店開設 こんしんビジネス株式会社(株式会社大地みらいサービスの前身)を設立
平成 5年 (1993)	厚岸信用金庫第12代理事長に金澤勲氏(現 相談役)が就任
平成 9年 (1997)	根室信用金庫第11代理事長に北村信人氏(現 相談役)が就任
平成10年 (1998)	根室市、中標津町、羅臼町の指定金融機関受託
平成12年 (2000)	理事会にて根室・厚岸両金庫の合併基本合意(5月26日) 臨時総代会開催(8月22日。合併決議)
平成13年 (2001)	大地みらい信用金庫誕生(3月19日) 保険窓口販売業務開始 本店にて投資信託窓口販売業務開始
平成14年 (2002)	企業経営支援・再生支援に関する組織的取組開始(リスタート支援チーム立ち上げ) 釧路支店へ川上町支店統合
平成15年 (2003)	鳥取西支店(西港支店統合)リニューアルオープン 釧路支店 新店舗オープン
平成16年 (2004)	第7回信用金庫社会貢献賞「地域再生しんきん運動・優秀賞」を受賞 地域オピニオンリーダー懇談会開催 サービス介助士配置
平成17年 (2005)	中標津支店 東武サウスヒルズ出張所オープン 中標津支店・中央通支店統合
平成18年 (2006)	中標津支店新築移転オープン
平成19年 (2007)	松葉町支店新築移転オープン

平成20年 (2008)	第1回根釧台地金融経済懇談会開催 経済産業省「地域力連携拠点事業」の採択を受け事業開始 第11回信用金庫社会貢献賞「特別賞」を受賞(サービス介助士の活動)
平成21年 (2009)	北海道根室支庁(現 北海道根室振興局)との包括連携協定締結 新店舗オープン 大地みらい信用金庫経営評議員制度の創設
平成22年 (2010)	北村信人理事長、会長に就任。第12代理事長に遠藤修一専務理事就任 当金庫初の農業経営アドバイザーの誕生
平成23年 (2011)	大地みらい信用金庫 誕生10周年(3月19日) 大分みらい信用金庫との交流事業実施 (大規模災害発生時の相互応援に関する覚書の締結) 北海道大学産学連携本部との連携協力覚書の締結
平成24年 (2012)	北海道釧路総合振興局との包括連携協定の締結 道内信用金庫初の女性の中小企業診断士が誕生 KONSEN(根釧)魅力創造ネットワークを設立する (代表 遠藤理事長) 釧路東支店新築移転オープン
平成25年 (2013)	札幌医科大学との包括連携協定の締結 「FOODEX JAPAN 2013」(千葉県・幕張メッセ)に KONSEN(根釧)魅力創造ネットワークとして初出展
平成26年 (2014)	「創新会(i3フォーラム)」を創設 札幌地区6市1町1村および高速道路沿線1市5町1村(札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、夕張市、由仁町、安平町、むかわ町、南富良野町、清水町、占冠村)に営業地区を拡張
平成27年 (2015)	りんどう支店開設 一般社団法人中小企業診断協会北海道と業務提携協約を締結 札幌支店開設
平成28年 (2016)	釧路町と「まち・ひと・しごと創生 釧路町総合戦略に係る包括的地域連携に関する協定」を締結
平成29年 (2017)	創立100周年(5月10日) 大地みらい信用金庫100年史を発刊 釧路新橋支店新築移転オープン
平成30年 (2018)	第21回信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんきん運動・優秀賞」を受賞(広域連携での観光への取り組み)
令和元年 (2019)	全営業店での信託業務取扱を開始
令和2年 (2020)	株式会社大地みらいサービスを解散 厚岸支店新築移転グランドオープン(令和元年11月5日プレオープン)



大正5年9月 有限責任根室信用購買販売組合発会式

開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則第132条・第133条(業務および財産に関する説明書類の縦覧等)等で定める開示項目規定に基づき作成していますが、その規定等における各項目は以下のページに掲載しています。

【信用金庫法施行規則第132条に基づく開示】

開示項目	掲載頁	本編	資料編
1 金庫の概況および組織に関する事項			
①事業の組織	19		
②理事・監事の氏名および役職名	20		
③会計監査人の氏名または名称	16		2
④事務所の名称および所在地	16		
2 金庫の主要な事業の内容	19		
3 金庫の主要な事業に関する事項			
(1)直近の2事業年度における事業の概況	21		
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況			
①経常収益	21		
②経常利益又は経常損失	21:22		
③当期純利益又は当期純損失	21:22		
④出資総額および出資総口数	21		
⑤純資産額	21		
⑥総資産額	21		
⑦預金積金残高	21		
⑧貸出金残高	21		
⑨有価証券残高	21		
⑩単体自己資本比率	21:22		
⑪出資に対する配当金	21		
⑫職員数	21		
(3)直近の2事業年度における主要な事業の状況			
①主要な業務の状況を示す指標			
ア.業務粗利益および業務粗利益率	6		
イ.業務純益、実質業務純益、コア業務純益	6		
ウ.資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支	6		
エ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、	6:7		
利息、利回りおよび資金利ざや			
オ.受取利息および支払利息の増減	6		
カ.総資産経常利益率	7		
キ.総資産当期純利益率	7		
②預金に関する指標			
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	10		
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金および	10		
その他の区分ごとの定期預金の残高			
③貸出金に関する指標			
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	9		
イ.固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	9		
ウ.担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	9		
エ.使途別の貸出金残高	9		
オ.業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	9		
カ.預貸率の期末値および期中平均値	7		
④有価証券に関する指標			
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	11		
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	10		
ウ.有価証券の種類別の平均残高	10		
エ.預証率の期末値および期中平均値	7		
4 金庫の事業の運営に関する事項			
①リスク管理体制	22		
②法令遵守の体制(風土改革体制)	22		
③金融ADR制度への対応	23		
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況			
(1)貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	1~5		
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	7		
①破綻先債権に該当する貸出金			
②延滞債権に該当する貸出金			
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金			
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金			

(注)開示項目の中には、国内業務部門と国際業務部門の区分が必要な項目が一部ありますが、当金庫では国際業務を取り扱っておりませんので開示項目はすべて国内業務による計数となります。

開示項目	掲載頁	本編	資料編
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況			
(3)自己資本の充実の状況			13
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価および評価損益			
①有価証券			11
②金銭の信託			11
③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引			11
(5)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額			8
(6)貸出金償却の額			8
(7)金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨			2

【「バーゼルⅢ第3の柱」に基づく開示】

【信用金庫法施行規則第132・133条、金融庁告示】

開示項目	掲載頁	本編	資料編
1 単体における事業年度の開示事項			
(1)定性的な開示事項			12~18
(2)定量的な開示事項			

【金融再生法第7条に基づく開示】

開示項目	掲載頁	本編	資料編
1 金庫の資産査定等の状況等			8
①破産更生債権およびこれらに準ずる債権			
②危険債権			
③要管理債権			
④正常債権			

【「中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況」に係る開示ほか】

開示項目	掲載頁	本編	資料編
1 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況に係る情報開示	3~9		20
2 総代会制度・総代選任方法等に関する情報開示	17:18		
3 地域密着型金融推進計画の取り組みについて			20
4 金融仲介機能のベンチマークについて			21
5 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況について			21
6 役員員の報酬体系について (信用金庫法施行規則第135条第3項に基づく開示)			5